

地方出先機関が入居予定の合同庁舎の整備の方針について（報告）

1. 地方出先機関が入居予定の合同庁舎の整備については、地方出先機関改革の検討が進められていることから、21年10月の概算要求の見直しにより、

① 耐震性の問題がある現庁舎の割合が高く整備の緊急性が真に高いもの又は事業の遅れにより資産債務改革に支障をきたすものであって

② 入居官署の見直しにより無駄が生じないよう対応できる事業について、整備を実施（概算要求箇所 21年8月末35箇所→21年10月13箇所）。

2. 地方出先機関改革の検討が進められているため、基本的には、引き続き、上記の考え方にに基づき事業の要求の見送りを継続することとしているが、 昨年の概算要求の見直しにより要求を見送った事業のうち、地方公共団体と連携して実施している事業について、関係各省等との調整が進展し、無駄が生じないよう対応することが可能となったものについては再開する方向で検討。

（参考）再開検討事業の状況

合同庁舎名	地方公共団体との連携	状況の変化 (現況)	昨年10月見直し時点の状況	
			現庁舎が建築基準法の耐震性能を満たしていない施設面積の割合が高い	余剰床となる可能性のある面積
世田谷地方合同庁舎	東京都及び世田谷区の施設との合築	追加の入居候補官署の調整の進展	○	有り
前橋地方合同庁舎	前橋市との土地交換	追加の入居候補官署の調整の進展	○	有り
立川地方合同庁舎 (PFI)	基地跡地であり、立川市のまちづくりの中心	計画規模の縮小 (約1万9千㎡ →約1万8千㎡)	○	有り

世田谷地方合同庁舎の概要

(東京都及び世田谷区の施設との合築)

1. 事業概要

世田谷税務署は、昭和40年建築で経年による老朽化が進んでいることに加え、耐震性能の不足、業務量の増加やそれに伴う職員数の増加等により庁舎の狭あい化が進行しており、利用者にも不便を強いる状況となっている。また、東京法務局世田谷出張所についても、業務量の増加やそれに伴う職員数の増加等により庁舎の狭あい化が進行している。

このため、早急に新たな庁舎を整備する必要があることから、東京都及び世田谷区との協定に基づき、東京都世田谷都税事務所庁舎の建て替え計画に合わせ、世田谷地方合同庁舎を一体的に整備するものである。

- (1) 計画敷地：東京都世田谷区若林町4-269-1
- (2) 敷地面積：1,747 m² (現世田谷税務署敷地) (全体 4,098 m²)
- (3) 規模：都税事務所庁舎及び世田谷区施設分 約 6,700 m²
国合同庁舎分 7,136 m²
- (4) 概算工事費：2,164 百万円 (国合同庁舎分)
- (5) 工事期間：平成24年度～平成26年度<当初：平成22～24年度>
(敷地調査は平成23年度、設計は平成23～24年度に実施予定)
- (6) 入居予定官署：東京国税局世田谷税務署、東京法務局世田谷出張所
〔東京都世田谷都税事務所、世田谷区立図書館、
世田谷区総合支所健康づくり課〕

2. 位置図



前橋地方合同庁舎の概要

1. 事業概要

本計画は、現前橋地方合同庁舎及び市内に分散している各官署を一体で整備する建替計画である。

前橋市が現合同庁舎の敷地を市有地としたいと考えていることから（市役所と一体的かつ効率的な土地利用）、現敷地を現在市所有地等である建設予定地と交換を行うこととして計画しているもの。

既存地方合同庁舎は、防災拠点施設としてⅡ類の重要な施設であるにもかかわらず、耐震性能が不足しており耐震安全性の確保がされていない状況である。さらに、入居予定官署はいずれも経年による老朽化が著しく、また業務の多様化及び業務量の増大による狭隘が著しいため、早急に防災機能を発揮する合同庁舎として整備を進める必要がある。

このため、建築物全体として総合的な耐震安全性を確保した防災拠点施設として整備を行うものである。

- (1) 計画敷地：群馬県前橋市大手町 2-3-2 他
- (2) 敷地面積：5,474 m²
- (3) 規模：17,117 m²
- (4) 概算工事費：5,715 百万円
- (5) 工事期間：平成 24～27 年度＜当初：平成 22～25 年度＞
(敷地調査は平成 21 年度実施済、設計は平成 23～24 年度に実施予定)
- (6) 入居予定官署：群馬行政評価事務所、前橋防衛事務所、前橋地方法務局、前橋財務事務所、東京税関前橋出張所、前橋税務署、前橋地方气象台、群馬労働局、前橋労働基準監督署

2. 位置図



前橋合同庁舎移転用地周辺図

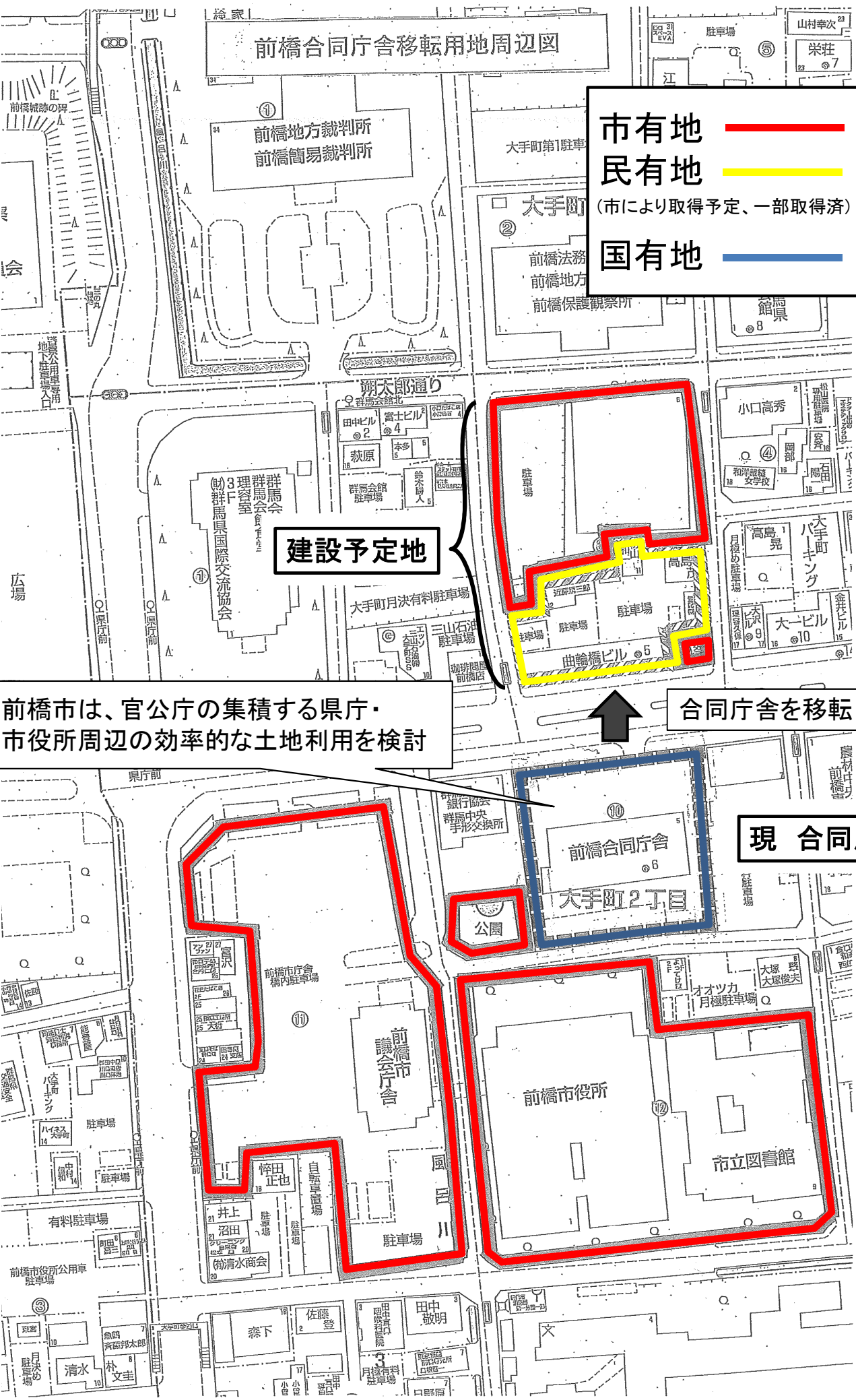
市有地 —
 民有地 —
 (市により取得予定、一部取得済)
 国有地 —

建設予定地

合同庁舎を移転・建替

前橋市は、官公庁の集積する県庁・市役所周辺の効率的な土地利用を検討

現 合同庁舎



立川地方合同庁舎の概要

1. 事業概要

本計画は、現立川地方合同庁舎及び立川市内に点在する立川税務署ほかの施設を一体で整備する建替計画である。

立川市は当合同庁舎を市のまちづくりの中心として位置づけ、大きな期待を寄せており、また、合同庁舎の駐車場を、国と立川市との合意により土日休日に市民へ開放する予定となっている。

既存庁舎の大部分は、耐震性能が不足しており、耐震安全性の確保がされていない状況である。また、入居予定官署はいずれも経年による老朽化と業務の多様化、業務量の増大による狭隘化が進み業務に支障を生じている。

このため、早急に合同庁舎として整備を行うものである。

- (1) 計画敷地：東京都立川市緑町4番2、4番3
- (2) 敷地面積：10,011 m²
- (3) 規模：18,986 m² (18,060 m²に変更予定)
- (4) 契約金額：8,855 百万円 (建設費、維持管理・運営費を含む)
- (5) 事業期間：平成20～33年度 (平成21年10月～事業中断中)
- (6) 入居予定官署：東京法務局立川出張所、関東財務局立川出張所、立川税務署、東京税関立川出張所、立川公共職業安定所、立川労働基準監督署、自衛隊東京地方協力本部立川出張所

2. 位置図

